

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受入れられる施設です。本市は、現在、幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園型認定こども園が4園あります。

保護者の働き方の多様化や共働き世帯の増加等により、保育所等の利用者数は増加傾向にある一方で、幼稚園の利用者数は減少しています。このため、地域の実情に応じて、保護者が安心して働ける環境基盤を整えるため、保育需要を見極めながら既存の幼稚園型認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行に必要な支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実に向けた各園の取組を支援します。

特別な配慮が必要な子どもが在園する保育所や幼稚園等を訪問し、療育相談に取り組むとともに、民間保育施設や幼稚園等に対する補助制度の充実により、受入体制の強化に向けた支援に取り組めます。

各法令等に基づき実施する指導監査等については、埼玉県と連携を図り、適切な助言及び指導を行うことにより、施設における問題点や疑問点を改善し、教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者等の連携

低年齢児からの保育の利用希望に対する確保方策として、0歳から2歳児を対象とする小規模保育事業の整備を検討していきます。3歳以降の連携施設については、利用者の通園や教育・保育のニーズを考慮し、受け皿の確保を図ります。

幼稚園や保育施設と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。また、保育士及び幼稚園教諭の合同研修会を行うことで交流等の促進を図ります。

(4) 放課後児童対策の推進

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国が策定している「放課後児童対策パッケージ」に基づく放課後児童クラブ（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室に関する取組について、次のとおり推進していきます。

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

「第6章 教育・保育及び子育て支援事業の量の見込み」の「4 子育て支援事業の量の見込みと提供体制」の「（5）放課後健全育成事業」に記載

② 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の達成されるべき目標事業量

現在、市内全7小学校区で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しており、今後についても放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に努めていきます。

③ 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

現在、市内全小学校で放課後子ども教室を実施しており、今後についても引き続き学校と地域の連携を図り、全小学校での実施を推進します。

④ 校内交流型の実施に関する具体的な方策

学校区ごとに定期的な打合せの機会を設け、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携し、児童の安全確保に十分配慮して共通プログラムを実施します。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では、校庭、体育館、地域活動室等の学校施設を利用して活動しています。今後についても、学校施設の一時利用や余剰教室等の活用について、各小学校の状況に応じて検討します。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会とこども健康部局の具体的な連携に関する方策

こども健康部局と教育委員会の関係部署による定期的な打合せの機会を設け、両事業の実施状況や課題等について情報共有を図ります。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童については、状況に応じ支援員や補助員の配置を行うなど、安全に活動に参加し、安心して過ごせるように適切に対応していきます。

⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

引き続き、全ての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施していきます。

⑨ 各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割について、引き続き実施事業者と連携し、意識の共有を図り、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図ります。

⑩ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

引き続き実施事業者と連携し、放課後児童クラブの取組についての周知を推進します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から「幼児教育・保育無償化制度」が始まり、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模、事業所内等）の利用のほかに、保育料（利用料）が無償となる施設・事業があります。対象となる子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知を図ります。

幼児教育・保育無償化制度の対象施設・事業となるには、施設の設置者又は事業を行う者は、市町村へ申請し、確認を受ける必要があり、市町村は、施設・事業について法令等の基準を満たしている場合、公示します。確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、埼玉県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。

7 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における連携

(1) 母子保健事業

母子保健法及び児童福祉法等に基づき妊産婦、乳幼児に対して健康診査、保健指導、訪問指導を実施しているほか、未熟児養育医療等、その他の事業を行い、母性及び乳幼児の健康維持・増進を図っていきます。関係機関との連携を密にし、母子保健対策について、切れ目のない支援を行います。

(2) 障がい児福祉サービスの充実等

障がいの早期発見、早期療育のため、医療機関や療育機関と密接な連携を図るとともに、各種相談体制の充実や情報提供を行い、障がいがある子どもが、将来社会で自立して生活できるように環境の整備を進めていきます。

(3) 要配慮家庭等への支援の充実等

子どもの虐待について、医療、保健、福祉、教育、警察等、地域の関係機関の連携を強化し、発生予防から早期発見、早期対応等、適切な対応をしてまいります。

要支援児童や要保護児童及び特定妊婦を対象とする「要保護児童対策地域協議会」にて、関係機関との連携を密にし、様々なケースへの対応に努めるとともに、子育て中の保護者等が不安や悩みを気軽に相談できる体制の充実を図っていきます。

8 家庭生活と職業生活の両立のための環境整備施策との連携

家庭生活と職業生活の両立のために子育てと仕事のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにし、「働き方の見直し」を推進していきます。

また、就業環境や労働条件の改善に向け、労働者、事業主双方へ意識啓発を行うとともに、子育て家庭を地域で応援することで子どもの居場所を充実させ、子育ての不安解消にも努めます。